

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

下記の者が、建設業法第8条の「欠格要件」に該当しないことを代表者が責任を持って誓約する書類です。欠格要件に該当する場合は、許可を受けることができません。（許可の手引き参照）**虚偽申請にならないよう、建設業法第8条の条文を必ず読んで、該当しないことを確認してから記入すること。**（用紙A 4）

誓 約 書

{ 申請者 }、 { 申請者 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使
 { 譲受人 }、 { 譲受人 }
 { 合併存続法人 }、 { 合併存続法人 }
 { 分割承継法人 }、 { 分割承継法人 }

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和3年 4月 1日

申請者 福島市杉妻町2番16号
 譲受人 福島土木株式会社
 合併存続法人 代表取締役 福島 太郎
 分割承継法人

地方整備局長
 北海道開発局長
 福島県知事 殿

記載要領

{ 申請者 }、 { 申請者 } 「地方整備局長
 { 譲受人 }、 { 譲受人 }、北海道開発局長 については不要のものを消すこと。
 { 合併存続法人 }、 { 合併存続法人 }
 { 分割承継法人 }、 { 分割承継法人 } 知事 」

※この誓約書に加えて、「成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を確認する書類として、許可申請の場合は該当者全員（申請者、法人の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人、法定代理人）について、変更届の場合には新たに就任した者について、
 1 法務局発行の「登記されていないことの証明書」
 2 市町村発行の「身分証明書」
 両方の添付が必要です。

※顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）については、上記1、2の提出は要しません。